

○津山工業高等専門学校内部組織規程

〔平成 16 年 3 月 19 日
規程第 6 号〕

改正 平成 18 年 2 月 28 日規程第 4 号 平成 18 年 3 月 17 日規程第 34 号
平成 21 年 8 月 25 日規程第 16 号 平成 23 年 3 月 22 日規程第 5 号
平成 28 年 2 月 17 日規程第 8 号 平成 29 年 3 月 21 日規程第 33 号
令和 2 年 2 月 26 日規程第 2 号 令和 2 年 5 月 27 日規程第 15 号

(目的)

第 1 条 この規程は、津山工業高等専門学校学則（昭和 38 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 11 条の規定に基づき、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の内部組織について定めるものとする。

(副校長及び校長補佐)

第 2 条 学則第 9 条第 1 項に定める教務主事に副校長の名称を、学生主事、寮務主事、津山工業高等専門学校専攻科運営規程（平成 9 年規程第 1 号）第 2 条第 1 項に定める専攻科長及び津山工業高等専門学校地域共同テクノセンター規程（平成 18 年規程第 15 号）第 5 条第 1 項第一号に定めるセンター長に校長補佐の名称を付し、使用することができる。

2 前項に定めるほか、校長が特に必要と認めた者に副校長の名称を付し、使用することができる。

3 前項の副校長の任期は 2 年とする。

(教務主事補)

第 3 条 学則第 9 条第 2 項に定める教務主事の職務を補佐するため、教務主事補を若干名置く。

2 教務主事補は、本校に勤務する教員のうちから教務主事の推薦により校長が命ずる。

3 教務主事補の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

4 教務主事補が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学生主事補)

第 4 条 学則第 9 条第 3 項に定める学生主事の職務を補佐するため、学生主事補を若干名置く。

2 学生主事補は、本校に勤務する教員のうちから学生主事の推薦により校長が命

ずる。

3 学生主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 学生主事補が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(寮務主事補)

第5条 学則第9条第4項に定める寮務主事の職務を補佐するため、寮務主事補を若干名置く。

2 寮務主事補は、本校に勤務する教員のうちから寮務主事の推薦により校長が命ずる。

3 寮務主事補の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 寮務主事補が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学科長)

第6条 本校に、総合理工学科長(以下「学科長」という。)を置き、教務主事をもって充て、校長が任命する。

2 学科長は、校長の命を受け、学科の管理運営に関することを掌理する。

(系長)

第7条 総合理工学科に系長を置く。

2 系長は、当該系に係る次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 系間の連絡・調整に関する事項

(2) 教育課程及び教育活動に関する事項

(3) 予算に関する事項

(4) 学生生活に関する事項

(5) その他系の運営に関する重要事項

3 系長は、当該系に勤務する教授のうちから校長が命ずる。

4 系長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

5 系長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級担任)

第8条 各学年の各学級に、当該学級の学生の指導・助言を行うため、学級担任を置く。

2 学級担任は、原則として第1学年においては本校に勤務する教員のうちから、第2学年から第5学年においては当該系の教員のうちから校長が命ずる。

3 学級担任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 学級担任が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学級副担任)

第9条 第1学年、第2学年及び第3学年に、当該学級の学級担任を補佐する学級副担任を置く。

2 学級副担任は、原則として第1学年においては本校に勤務する教員のうちから、第2学年から第3学年においては当該系の教員のうちから校長が命ずる。

3 学級副担任の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 学級副担任が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
(学年主任)

第10条 第1学年から第5学年の各学年に、当該学年の各学級を総括するため、学年主任を置く。

2 学年主任は、原則として当該学年の学級担任または学級副担任のうちから校長が命ずる。

(室等)

第11条 本校に、次の室等を置く。

教養教育推進室

ロボコン支援室

総合支援センター

つやまイノベーションセンター

国際交流センター

2 各室等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用施設)

第12条 本校に、次の施設を置く。

実習工場

図書館

総合情報センター

地域共同テクノセンター

2 各施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、本校の内部組織に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規程第4号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日規程第 34 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 8 月 25 日規程第 16 号）

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日規程第 5 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 17 日規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 学則附則（平成 28 年 4 月 1 日施行）第 2 項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、学科長を置くものとする。
このほか、一般科目の文科系及び理科系に平成 28 年度に限り、学科長を置くものとする。
- 3 前項に定める学科長は、当該学科等に係る次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 学科等間の連絡・調整に関する事項
 - (2) 教育課程及び教育活動に関する事項
 - (3) 予算に関する事項
 - (4) 学生生活に関する事項
 - (5) その他学科等の運営に関する重要事項
- 4 第 2 項に定める学科長は、当該学科等に勤務する教授のうちから校長が命じ、任期は、1 年とし、再任を妨げない。学科長が欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日規程第 33 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 26 日規程第 2 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 27 日規程第 15 号）

この規程は、令和 2 年 5 月 27 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。